

- ・新型コロナウイルス感染症と診断された際に、この様式を使用します。
- ・以下の報告書に、検温結果等を記録し、登校再開時に学校へ提出してください。
- ・新型コロナウイルス感染症は、発症から10日まではマスク着用が推奨されています。

静岡県立科学技術高等学校長様

新型コロナウイルス感染症経過報告書(医師の記入は不要です)

HR NO	年科番	生徒氏名		
症状出現日 (発症0日目)	令和 年 月 日	医療機関診断日 (検査キット使用日)	令和 年 月 日	
受診した医療機関名 (検査キットの場合はその旨記入)				
医師の指導(学校に伝えること) 連絡事項がある場合のみ記入				
経過日数	日付(曜日)	午前検温時間/体温	午後検温時間/体温	症状
0日目	/ ()	: / ℃	: / ℃	頭痛・のど痛・咳・鼻水・倦怠感・他()
1日目	/ ()	: / ℃	: / ℃	頭痛・のど痛・咳・鼻水・倦怠感・他()
2日目	/ ()	: / ℃	: / ℃	頭痛・のど痛・咳・鼻水・倦怠感・他()
3日目	/ ()	: / ℃	: / ℃	頭痛・のど痛・咳・鼻水・倦怠感・他()
4日目	/ ()	: / ℃	: / ℃	頭痛・のど痛・咳・鼻水・倦怠感・他()
5日目	/ ()	: / ℃	: / ℃	頭痛・のど痛・咳・鼻水・倦怠感・他()
↑5日目までは必ず出席停止です。4日目までに症状が軽快している場合は、6日目から登校可能です。				
6日目	/ ()	: / ℃	: / ℃	頭痛・のど痛・咳・鼻水・倦怠感・他()
7日目	/ ()	: / ℃	: / ℃	頭痛・のど痛・咳・鼻水・倦怠感・他()
8日目	/ ()	: / ℃	: / ℃	頭痛・のど痛・咳・鼻水・倦怠感・他()
保護者確認サイン: .				

【出席停止期間】学校保健安全法施行規則第19条第2項『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(無症状の場合は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」)』

※『症状軽快』とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

症状が軽快した日を0日目として、1日経過する必要があります。

	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
4日目までに 軽快	発熱・風邪症状あり →		軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目	—	—	—	
		出席停止				登校可能			
5日目に 軽快	発熱・風邪症状あり →		軽快	軽快後 1日目	—	—	—		
		出席停止				登校可能			
無症状 陽性	検査日	無症状 →		—	—	—			
		出席停止				登校可能			